

---

---

足 利 市  
新クリーンセンター整備・運営事業  
実施方針に関する質問への回答

---

---

令和4(2022)年9月29日

足 利 市

実施方針に関する質問への回答

1 実施方針に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1章	1	(6)	②事業方式	P.2 8行目に「本市は新クリーンセンターを30年間にわたって使用する予定であり、事業者は30年間の使用を前提として本事業を行うこととする。」とありますが、同頁④に記載の事業期間においては運営・維持管理期間が令和10年4月1日から令和30年3月31日までの20年間の設定となっています。事業期間終了後の10年間についてのお考えをお示し頂けませんでしょうか。	大きな破損や汚損等がなく良好な状態で次の事業者に引き渡し、後の10年間の運営に支障を生じさせないことを想定しています。なお、事業終了時の対応については、要求水準書に記載します。
2	2	第1章	1	(6)	②事業方式	②事業方式に記載の「足利市南部クリーンセンターの解体跡地の整備については、・・・その設計についても事業者が行うこととし」との記載がありますが、設計とは基本設計、詳細設計、数量調査の作成までとの理解で宜しいでしょうか。また、監理業務等は含まないものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	2	第1章	1	(6)	④事業期間等	足利市南部クリーンセンターの解体跡地(広場、緑地)の運営・維持管理開始時期と期間をご教示頂けないでしょうか。	令和14年度～令和29年度の予定です。
4	3	第1章	1	(6)	⑥本事業の対象となる業務範囲	ウ一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務(ア)に、運営事業者の範囲として防災管理業務とありますが、本施設を避難所として運用されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、有事の際は一時避難場所として開放する予定です。
5	3	第1章	1	(6)	⑥本事業の対象となる業務範囲	ウ一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務(イ) 「運営事業者は、…直接搬入された一般廃棄物を計量し、規定に即した処理手数料の收受を代行するものとする。」とありますが、計量窓口での料金徴収以外の業務、特に未払い者への督促、後納制利用者への料金請求等については、貴市にてご対応頂けると理解してよろしいでしょうか。 (運営事業者には市民や収集運搬業者に対する行政的な強制力・権限がなく、未徴収料金の督促等を運営事業者が強制的に行うことは困難であることより、当該業務については行政的な権限を有する貴市にてご対応頂きたいと考えています。)	お見込みのとおりです。
6	3	第1章	1	(6)	⑥本事業の対象となる業務範囲	ウ一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務(ウ) 余熱体験施設運営に関して一般廃棄物処理施設より供給される温水又は蒸気等の光熱費については無償との理解で良いでしょうか。	一般廃棄物処理施設より供給される温水又は蒸気は無償とします。
7	3	第1章	1	(6)	⑥本事業の対象となる業務範囲	売電収入については貴市の収入と理解しました。売電先については、事業者が提案することは可能でしょうか。	運営・維持管理期間における安定した売電が保証でき、売電収入が増加となる場合には、提案を可とします。
8	3	第1章	1	(6)	⑥本事業の対象となる業務範囲	ウ一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務(ウ)に売電収入については、本市の収入とするとありますが、契約業務を事業者範囲として提案させていただいてもよろしいでしょうか。	入札公告時に示す入札説明書等で示しますが、ご質問にある提案は可とする方向でお考えください。
9	3	第1章	1	(6)	⑥本事業の対象となる業務範囲	エ余熱体験施設の運営・維持管理業務(イ)にて必須施設の利用料金は市様収入となっていますが、必須施設については詳細仕様も含め要求水準書にてご指定頂けると理解してよろしいでしょうか。	余熱体験施設については、事業者からの提案を求めており、詳細仕様まで指定することはしない予定です。
10	3	第1章	1	(6)	⑥本事業の対象となる業務範囲	エ(イ)「～上回った分の利用料金収入の7割5分を事業者の収入とする。なお、必須施設の～施設更新費等に充てることとする。」とありますが、「施設更新費等」とは具体的にどのような内容を想定されておりますでしょうか。運営期間中に更なる集客を目指して施設を更新する場合は、事業者のインセンティブ分を充当するのではなく、予め運営費用として計上すべきではないでしょうか。	余熱体験施設の利用料金については事業者(指定管理者)の収入とし、市から支出する指定管理料とあわせて余熱体験施設の運営費に充てることとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	3	第1章	1	(6)	⑥本事業の対象となる業務範囲	エ 余熱体験施設の運営・維持管理業務において、「4年目以降、利用料金収入が運営対象年度から前3か年分の平均値を上回った場合は、上回った分の利用料金収入の7割5分を事業者の収入とする。なお、その一部は更なる集客を目指し、施設更新費等に充てることとする。」とありますが、この一部の内容及び費用の割合は事業者側で決定できると考えてよろしいでしょうか。	No.10のとおりとし、インセンティブは設けず、利用料金制度にて余熱体験施設の運営を行うこととします。
12	4	第1章	1	(6)	⑦本市が実施する業務範囲	イ生活環境影響評価の実施とありますが、縦覧時期についてご教示下さい。	令和5年度中を予定しています。
13	4	第1章	1	(6)	⑧事業者の収入(本市からの支払分)	事業者の収入について、貴市からの支払方法は入札公告時に提示されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	6	第2章	2	(2)	②入札公告及び入札説明書等の公表	入札公告及び入札説明書等の公表時に本事業の予定価格についても公表されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	7	第2章	2	(4)	指定管理者の指定	余熱体験施設に関する条例の制定にあわせ、指定管理者の指定に関する議会の議決を経て、余熱体験施設運営・維持管理業務協定を締結するとありますが、条例制定時期及び協定締結時期について、ご教示いただけませんか。	令和8年度から令和9年度を予定しています。
16	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等	参加資格審査申請で資格要件を証明する各種証憑等については、入札公告時に提示していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ②	「本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない」とありますが、建設工事においてJVを結成する場合、足利市内に本社を置く市内建設企業については、リスク負担軽減のため、SPCへの出資は任意とし、構成員もしくは協力企業としていただけませんか。	特定建設工事共同企業体は、代表者は構成員、その他の構成企業は構成員又は協力企業での組成を可とします。
18	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ②	「設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。」とありますが、建築物の設計・建設を行う者にとって特定建設工事共同企業体の組成を妨げる要因となります。つきましては、貴市と建設工事請負契約を締結する者が構成員となることへの義務は除外頂けますよう、ご検討願います。	No.17のとおりです。
19	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ②	②設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない、とありますが、特定建設工事共同企業体(建設JV)を構成する場合、代表企業以外の建設JV構成企業は協力企業としてもよろしいでしょうか。	No.17のとおりです。
20	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ③	「入札参加者には、本市内に本社または本店を有する企業を3者以上含めること。その内3者は建設一式工事において特定建設業の許可を受け、かつ、本市の最新の入札参加資格者名簿における建築一式工事の格付がAランクである市内企業とすること。」とありますが、市内建設企業の3者以上を設計・建設工事において元請JVまたは、元請JVの下請とするのは任意との理解でよろしいでしょうか。また、3者以上の市内建設企業については、出資は任意とし、構成員または協力企業としていただけませんか。	市内建設企業の3者以上を設計・建設工事において元請JVまたは元請JVの下請とするのは任意とします。3者以上の市内建設企業については、No.17のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
21	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ③	「入札参加者には、本市内に本社または本店を有する企業を3者以上含めること。その内3者は建設一式工事において特定建設業の許可を受け、かつ、本市の最新の入札参加資格者名簿における建築一式工事の格付がAランクである市内企業とすること。」とあります。この建設一式工事格付Aランクの市内業者3者については、「足利市入札参加資格者名簿」の最新版に記載されている企業であると理解しますが、この3者以外の、市内に本社または本店を有する企業について、建設工事、運営業務ともに「足利市入札参加資格者名簿」に記載がない市内企業を入札参加者としてもよろしいでしょうか。	建設工事については、入札参加者(構成員又は協力企業)は「足利市入札参加資格者名簿」の最新版に記載されていなければなりません。 運営業務については、お見込みのとおりです。
22	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ③	「入札参加者には、本市内に本社または本店を有する企業を3者以上含めること。」とありますが、建築一式工事に限らず、本事業に関係する業種であれば市内企業の参加を制限しないという理解でよろしいでしょうか。その市内企業は構成員もしくは協力企業での入札参加という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ③	最新の入札参加資格者名簿とは、参加資格審査申請書受付最終日時点のものであるとの理解でよろしいでしょうか、また来年度以降(令和5・6年度)の入札参加資格者名簿の格付が変更になった場合でも、本事業参加資格審査申請書受付最終日時点の格付が基準であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ⑥	設計・建設業務における特定建設工事共同企業体について、その形態(甲型・乙型)については任意と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ⑥	「入札参加者は、設計・建設業務を請け負うに当たり、代表企業を含む複数の企業からなる特定建設工事共同企業体を組成することができる。」とありますが、共同企業体の区分は事業者の任意と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ⑥	特定建設工事共同企業体(建設JV)を構成する事に関して特に記載がありませんが、建設JVを構成する場合には、甲型JV、乙型JVいずれの型でも組成可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	7	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ⑦	参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、…」とありますが、参加表明書の提出後に構成員の変更が認められる場合の特段の事情について具体的にご教示頂けないでしょうか。	入札参加グループの構成企業の一部が指名停止等になった場合を考えています。ただし、変更を認めるか、グループを失格とするかは、その時点での判断によります。
28	8	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ⑧	「余熱体験施設の設計及び余熱体験施設運営事業者」とあり、「余熱体験施設の設計」の業務を行う者の要件が提示されておりましたが、余熱体験施設の設計については、「本施設の建築物の設計を行う者」もしくは「本施設のプラント設備の設計を行う者」が行い、余熱体験施設運営事業者が余熱体験施設の設計に協力するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	8	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等 ⑨	余熱体験施設運営事業者が複数グループに参加する場合について、公平性を配慮しなければならずとありますが、同一の余熱体験施設運営事業者が複数グループに参加する場合においては、余熱体験施設運営事業者は複数グループの提案内容を把握することになるため、入札における公正性の確保の観点から、余熱体験施設に関する提案内容は、同一デザイン、同一提案、同一価格とし、入札提案書類の審査時には同一評価となるという理解でよろしいでしょうか。	余熱体験施設運営事業者が複数グループに参加する場合については、余熱体験施設運営事業者に参加グループ毎に人員の完全分離や、他グループへの参加人員への情報漏洩対策等を講じることを条件とし、誓約書を提出頂く予定であり、必ずしも同一提案となることを想定するものではありません。
30	8	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ①	(2)①の条件を満たすことを前提に、プラント設備の設計・建設を行う企業(代表企業)が建築物の設計を行い、(2)①を満たす建設会社は建設のみを実施する参加スキームは可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	8	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ①	受注実績については、共同企業体としての元請の受注実績も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
32	8	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ①	①本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件において、ア～オのすべての要件を、プラントメーカーの下請けで満たした実績があれば、要件を満足していると理解してよろしいでしょうか。	元請として満たす必要があります。
33	8	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ①	①本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件における実績について、正式引渡が2023年3月末予定の案件がありますが、建築物については2022年10月までには完成し施主より検査済証を取得予定です。この案件については、実績として認められますでしょうか。	参加資格申請書受付最終日時点で、竣工しているものを実績と認めます。
34	8	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ①	①本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件の解釈について、「設計・建設」とは「設計」または「建設」のそれぞれの実績を要求しているものと理解してよろしいでしょうか。	「設計」と「建設」両方の実績を要求しています。
35	8	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ①	①本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件において、上記質問No.34の理解とした場合、設計または建設を担当する企業のいずれか1者がア～オの要件を満足していれば、要件を満たしているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	9	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ③	一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者の要件中に「運営事業者は～特別目的会社とすること。一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行うものは構成員とすること。」とあり、また、7頁(1)入札参加の構成等⑤では「代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者(出資割合50%超)になるものとする。」とあります。運営事業者(SPC)の最大出資者である代表企業が一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務を主として行うことから、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者の要件については、代表企業はすべての要件を満たさなければならぬという理解でよろしいでしょうか。	必ずしも代表企業が、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務を行う者の要件を全て満たす必要はありません。複数の者で行う場合は、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務を行う者の要件を全て満たしている者を構成員とすれば、代表企業以外でもかまいません。構成員が代表企業だけの場合は、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務を行う者の要件を全て満たす必要があります。
37	9	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ③	「運営事業者は、本事業の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社とすること。」とありますが、一方でP.13では、「…余熱体験施設は、一般廃棄物処理施設の運営維持管理を行う特別目的会社とは別の運営事業者による運営・維持管理を可とする。」とあります。余熱体験施設の運営・維持管理を行う者は、指定管理者に指定され、貴市と余熱体験施設運営・維持管理業務協定を締結することから、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務を行う者とは別と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、一般廃棄物処理施設と余熱体験施設の両方を、同じSPCで運営・維持管理するという提案を妨げるものではありません。
38	9	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ③	③一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者の要件として、運営事業者は本事業の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社とすることとあります。余熱体験施設の運営・維持管理をSPCに含める場合には、SPCの出資・設立の目的に余熱体験施設の運営・維持管理業務の実施を含めると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	9	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ③	③一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う者の要件として、「PFI方式またはDBO方式にて発注されたストーカ式の発電設備付の全連続燃焼式焼却施設」とありますが、長期包括運営委託での運営・維持管理も実績として認めて頂くことは可能でしょうか。	実施方針に記載のとおり、「PFI方式またはDBO方式」とします。
40	9	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ③	イ「廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、…現場総括責任者としての経験を有する技術者を…」とありますが、本条件に該当する技術者が限定的であることから、要求水準の内容を履行することを前提に、対象となる経験として「現場総括責任者又はそれに準じる経験を有する者(副責任者等)」として頂けませんでしょうか。	実施方針に記載のとおり、「現場総括責任者としての経験を有する技術者」とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
41	15	第6章	3	-	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由には、新型コロナウイルス等の感染症も含まれるものとして考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、不可抗力等として認めるかどうかは、その事象が発生した時点で、社会的影響等を勘案して判断します。
42	19	別紙1	-	-	本事業の事業スキーム(例)	余熱体験施設運営・維持管理協定における事業者について、単独企業orSPCとありますが、SPCとは一般廃棄物処理施設運営事業者のSPCことを指すのでしょうか。	お見込みの場合に加え、余熱体験施設の運営・維持管理のためのSPCを別に設立する提案も可とします。
43	19	別紙1	-	-	本事業の事業スキーム(例)	7頁第2章3(1)～③において「入札参加者には、本市内に本社または本店を有する企業を3者以上含めること。」とありますが、事業スキーム図の中では、市内企業は「落札者」の中の「協力企業」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	構成員と協力企業のどちらかとなります。 構成員と協力企業の違いは、SPCへの出資の有無だけです。
44	20	別紙2	-	-	第三者賠償	施設の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合のリスク負担者が事業者となっておりますが、事業者が善管注意義務を果たしているにもかかわらず騒音・振動・地盤沈下等により第三者に損害を与えた場合は免責されるとの理解でよろしいでしょうか。	免責とするかどうかは、事象が発生した時点で、市との協議によります。 また、入札公告時に示す各契約書(案)に第三者賠償についての条項を記載する予定です。
45	20	別紙2	-	-	第三者賠償	園芸施設への余熱供給については、予備ボイラの運用を含めできる限り安定供給に努めますが、突発的な熱供給停止に伴う生育不良などに関し、民間事業者がその責任を負うことはリスクとして非常に大きく現実的ではないことから、農作物の生育に関わるリスクについては貴市の負担として頂けますようお願い致します。	リスク分担については、その発生した事案の理由により分担するものとします。
46	20	別紙2	-	-	物価変動	開業とは、特別目的会社の設立時との理解でよろしいでしょうか。	開業とは、契約締結時点となります。
47	20	別紙2	-	-	技術革新による陳腐化	供用開始までは事業者主体のリスク負担、供用中は貴市主体のリスク負担の考え方が示されていますが、「技術革新による陳腐化」として具体的にどのような内容・状況を想定しているのか、お考えについてお示し頂けませんでしょうか。	供用開始前は、提案時に事業者側で予定していた設備等が、技術的に陳腐化してしまい、別の設備等に変更せざるを得ない場合を考えています。
48	21	別紙2	-	-	ごみ量変動	ごみ量変動(計画した廃棄物量が確保できない)のリスク分担において、事業者側に「△」とありますが、ごみ量の変動は事業者がコントロールできない事項である為、事業者側のリスク分担は無しとしていただけないでしょうか。	要求水準書で示すごみ量の範囲であれば、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応するため、事業者の負担は「△」としています。
49	21	別紙2	-	-	運営費上昇	外気温が著しく低下し、かつごみ質が低下した場合、発電を停止して園芸施設への余熱供給量を確保するケースが想定されます。 その場合、買電料金・基本料金の増加や予備ボイラの稼働による燃料費の増加が想定されますが、外気温低下は事業者の事由によるものではないため、費用精算について別途協議とさせて頂けませんでしょうか。	外気温及びごみ質が、要求水準書で示す条件と範囲を外れた場合には協議に応じます。
50	21	別紙2	-	-	発電収入の変動	園芸施設への熱供給量は、外気温が下がるほど増大し、それに伴い売電量が低下します。外気温低下は事業者の事由によるものではないため、売電収入低下リスクは貴市の負担として頂けませんでしょうか。	外気温の低下による売電収入の低下に対して事業者側にペナルティを設ける予定はありません。
51	22	別紙2	-	-	不可抗力	「注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する」とありますが、その負担割合等の詳細については入札説明書にて明記頂けると理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に示す契約書(案)に記載します。
52	-	-	-	-	-	余熱体験施設の維持管理業務について、設備機器の更新のような大規模修繕については本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	運営・維持管理期間に必要となる場合は、事業範囲内とします。